

# 家庭的保育研修カリキュラム①

## 1 基礎研修(すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得) [家庭的保育者の就業前研修]

科目名	区分	時間	内 容	
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	

科目名	区分	時間	内 容	
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理
	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身の家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係

## 家庭的保育研修カリキュラム②

科目名	区分	時間	内容	
家庭的保育の実際	保護者への対応	講義・演習	90分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家庭的保育における保護者との関わりと対応</li> <li>②家庭的保育における保護者への対応の基本</li> <li>③子育て支援における保護者への相談・助言の原則</li> <li>④保護者への対応 ～事例を通して考える～</li> </ul>
	子ども虐待	講義	60分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子ども虐待への関心の高まり</li> <li>②子ども虐待とは</li> <li>③子ども虐待の実態</li> <li>④虐待が及ぼす影響</li> <li>⑤子ども虐待の発見と通告</li> <li>⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴</li> <li>⑦子どもが家で虐待を受けたと思われるならば</li> <li>⑧家庭的保育で不適切な関わりを防ぐために</li> </ul>
	気になる子どもへの対応	講義	90分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①気になる行動</li> <li>②気になる行動をする子どもの行動特徴</li> <li>③気になる行動への対応の考え方</li> <li>④気になる行動の原因とその対応</li> <li>⑤保育者の役割</li> <li>⑥遊び ―日本に伝承されてきた育児法を用いる―</li> </ul>

科目名	区分	時間	内容	
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分～60分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①見学実習のポイントと配慮</li> <li>②見学を引き受ける際の留意事項</li> </ul>
	グループ討論	演習	90分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①討議の目的</li> <li>②討議の原則</li> <li>③討議の効果</li> <li>④討議のすすめ方</li> </ul>
見学実習	実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方</li> <li>②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)</li> </ul>	
実施自治体の制度について(任意)	講義	60分～90分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①連携保育所</li> <li>②関係機関</li> <li>③地域資源</li> <li>④巡回指導・監査指導等</li> <li>⑤報告事項などについて</li> </ul>	

時間合計:21時間+2日以上

## 家庭的保育研修カリキュラム③

### 2 認定研修(保育の知識・技術等の習得)

科 目 名	時 間
子ども家庭福祉 (「児童福祉・社会福祉」関連)	4時間
子どもの心身の発達と保育 (「発達心理学」関連)	8時間
子どもの健康管理 (「精神保健」・「小児保健」関連)	8時間
子どもの栄養管理 (「小児栄養」関連)	6時間
子どもの安全と環境 (「小児保健」・「養護原理」関連)	8時間
子どもの保育 (「保育原理」・「教育原理」関連)	6時間
保育実習(Ⅰ) (連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習)	48時間
保育実習(Ⅱ) (連携保育所又は認可保育所において実習) [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)の者を除く。]	20日

看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)

時間合計: 88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者(1年未満)  
[看護師、幼稚園教諭を除く]

時間合計: 88時間+20日

## ベビーシッター資格認定制度について

制度:ベビーシッターの専門性を高めるために、「認定ベビーシッター」資格を付与する資格認定制度。  
公益財団法人全国保育サービス協会が実施

取得方法:①協会が実施する2つの研修会(新任研修会、現任Ⅰ研修会)を受講し、修了。  
その後、ベビーシッターとしての実務経験をもち、認定試験を受験。  
②保育士の資格を取得した者であり、「認定ベビーシッター資格取得指定校」として協会が指定した  
保育士養成施設において「在宅保育」の科目を履修(科目等履修も可)。

## 新任研修会

- ・目的:ベビーシッターとしての基本的知識全般を身につける
- ・期間:2日半

研修科目	研修内容	時間
児童家庭福祉	①児童家庭福祉総論 ②わが国の保育制度と保育サービス	90分
ベビーシッターの使命と役割Ⅰ	①児童家庭福祉における家庭訪問保育 ②家庭訪問保育の社会的背景、役割、歴史 ③家庭訪問保育の現状	60分
ベビーシッターの使命と役割Ⅱ	①家庭訪問保育者の基本姿勢 ②家庭訪問保育の仕事の流れ ③家庭訪問保育者としての持ち物 ④家庭訪問保育者としてのマナー ⑤事件・災害時の対策	60分

研修科目	研修内容	時間
保育マインド I	①子どもの心の発達と相互作用 ②子どもの育ちと大人の役割 ③生きる喜びと意欲	60分
子どもの発達 I	①子どもとは ②小児期の区分 ③子どもの成長 ④発達についての理解	60分
子どもの健康管理 I	①健康管理上の留意点 ②子どもにみられる病気 ③子どもに多く見られる症状と家庭のケア	60分
事故・安全 I	①子どもの事故 ②事故の回避・チェックポイント ③緊急時の対応	60分
保育技術 I	①年齢別の特徴に応じたかかわり方 ②生活の援助 ③乳幼児の栄養と食事 ④食育について ⑤家庭訪問保育における食事のお世話 ⑥ほめ方・叱り方	120分
家族とのコミュニケーション	①家庭における子育て支援の必要性 ②家族とのコミュニケーション	60分
ディスカッション	テーマ ・子どもにとってよいベビーシッターとは ・保護者との上手なコミュニケーションのとり方とは	120分
レポート(400字)	テーマ「私はこんなベビーシッターになりたい」	

## 現任 I 研修会

・目的:ベビーシッターとしての専門的知識及び技術を身につける

・期間:3日

研修科目	研修内容	時間
ベビーシッターの使命と役割Ⅲ	①家庭訪問保育の有効性と課題 ②さまざまな家庭訪問保育 ③リスクマネジメントと損害賠償 ④事業者とコーディネーターの役割	120分
保育マインドⅡ	①保育マインドの意義 ②子どもに眼を向け、心を向ける ③課題:保育マインドの視点から考える家庭訪問保育	60分
子どもの発達Ⅱ	①子どもの発達の概要 ②障害のある子どもの発達	90分
子どもの健康管理Ⅱ	①病気への対応と保育 ②家庭訪問保育における注意点 ③感染症 ④予防接種	90分
事故・安全Ⅱ ～実演・実習	①事故の対処法 ②心肺蘇生法(人形による全員実習)	180分
保育技術Ⅱ	①あそび ②年齢別の特徴に応じたあそび ③絵本	180分
ファミリーサポート	①さまざまな家庭における家族とのかかわり方 ②家庭訪問保育における子育てアドバイス	90分

研修科目	研修内容	時間
ディスカッション	テーマ ・ベビーシッターに求められるプロ意識について	120分
レポート(800字)	テーマ「ベビーシッターの使命と役割～私はこう考える」	

### 保育士養成施設における履修(「在宅保育」の履修)

講義、2単位(90分15コマ)

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 児童家庭福祉における在宅保育</li> <li>2) ベビーシッター概論</li> <li>3) 在宅保育における保育マインド</li> <li>4) 在宅での子育て支援</li> <li>5) 家族とのコミュニケーション・カウンセリングマインド</li> <li>6) さまざまなベビーシッターサービス <ul style="list-style-type: none"> <li>① 産後ケア</li> <li>② 病後児保育、障害児保育</li> <li>③ 送迎保育、同行保育</li> <li>④ 多胎児(双生児)保育</li> <li>⑤ 外国の子どもの保育、グループ保育、学童保育</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>7) ベビーシッターの基本姿勢</li> <li>8) ベビーシッターの仕事の実際</li> <li>9) 小児保健と子どもの発達</li> <li>10) 子どもの健康管理</li> <li>11) 在宅での事故の予防と対応</li> <li>12) 在宅における保育技術(年齢別保育、栄養、睡眠、排泄、入浴など) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳児保育</li> <li>② 幼児保育</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

### 【家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業】

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

#### 第六条の三

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

11 この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

## 参考条文（新制度）

### 【家庭的保育事業等の設備及び運営基準】

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）

#### 第二章 家庭的保育事業

（職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- 一 調理業務の全部を委託する場合
- 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
  - 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

#### 第四章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

（職員）

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

### (3) 職員数・資格要件

#### <主な検討事項及び対応方針案（抜粋）>

平成25年12月26日「子ども・子育て会議(第10回)、子ども・子育て会議  
基準検討部会(第11回)合同会議」資料1「地域保育事業について」抜粋

#### 【4. 居宅訪問型保育事業】

##### [4-1: 保育従事者について]

- ◆ 現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件※に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていくか。(職員数については、1:1が基本)
- ◆ 家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった内容とすべきか。

※(公益社団法人)全国保育サービス協会等が実施している認定研修はあり※研修内容の詳細は参考資料2参照(P79~)

#### <主なご意見>

- ・1:1で子どもと向き合う性格上、現在行われているようなベビーシッター資格認定制度と同等の研修体制は必要ではないか。
- ・保育経験者、看護師、幼稚園教諭など多様な人材が質の高い研修を受けることで担い手となるよう、積極的な育成と活用を図るべきではないか。
- ・団体のみではなく、地方自治体から委託を受け、養成校、NPO等も実施できるようにすべきではないか。また、座学については、e-learningも認めるべきではないか。
- ・これまでの研修等に基づく資格認定試験、課程の実績を踏まえ、専門性の確保を進めていくべき。
- ・保育士であって市町村が実施・委託する基礎研修修了者、保育士養成校の所定科目履修者、又は、市町村が指定する資格取得者とすべきではないか。
- ・きめ細かいケアが必要な0・1歳児に焦点を当てた研修や障害児や小児慢性疾患児を対象とする場合には、保育士資格の有無を問わず専門的な研修が必要ではないか。

#### 【対応方針（案）】

- 居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。
- また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け((6)③参照)等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本とする。
- なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととする。

## (6) 各事業において固有の論点（抜粋）

### ③居宅訪問型保育事業の位置付け

→居宅訪問型保育事業については、1:1対応が基本となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。

〔考えられる役割の例〕

例1)特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

例2)保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

#### <主なご意見>

- ・1:1対応が基本となることを踏まえると、利用に当たっては、何らかの理由が必要となるのではないか。その場合、例示以外に、双子や三つ子といった多胎児対応も考えられるのではないか。
- ・同一の保育所に入れない場合、送迎が困難な場合なども考えられると思うが、基準を設けることが困難と思う。また、ファミリー・サポート・センター事業との整理が必要。
- ・育休からの復帰に当たって、保育所に入所するまでの間、居宅訪問型保育や訪問型の一時預かり事業を活用することで、計画的な復帰が可能となるのではないか。
- ・多胎児についても対象としてはどうか。また、ひとり親家庭で出張や泊まり勤務等がある場合への対応も考えられるのではないか。
- ・複数の施設に申し込んでも入れない場合など、待機児童になった子どものつなぎ利用としては考えられないか。
- ・例1のように、集団保育では受け入れにくいケースへの対応、救急・医療・福祉関係者など、夜間・深夜帯や休日に勤務するケースへの対応、例2のように緊急時や他に施設等がまったくない山間地等への対応などが考えられないか。
- ・一定の研修など前提条件が必要になるが、例1のケースや産休明け保育等でニーズがあると考え。いったんスタートし、利用実態や課題を踏まえて修正していけば良いのではないか。
- ・ひとり親家庭では、雇用の不安定さから、夜勤の宿直やダブルワーク等もあり得るため、所得に応じた利用者負担で利用することができる居宅訪問型保育が選択肢になると良いのではないか。
- ・3歳未満児でおおむね短時間、家庭的、個別的対応を必要とする子ども全般が対象ではないか。小児慢性疾患などのケースについては、医師の診断との関係、特別な研修、医療行為との関係について整理が必要ではないか。
- ・利用イメージとして①～③に賛成。対象を広げすぎるのは、公費負担との関係を踏まえ、疑問。
- ・小児慢性疾患児などについては、より専門的な対応が必要となるため、病児保育の派遣型という理解の方が適切ではないか。保育者の専門性はより高度なレベルが必要であり、どの程度の症状までにするか十分な検討が必要。
- ・フリーランス、在宅勤務、短時間勤務シフトなど、通常の保育利用になじまない就労家庭や保育所の通常保育を利用している家庭で送迎を含む延長保育への対応なども考えられるのではないか。
- ・保育所等の施設型保育の利用を前提とした上で、待機児童の他、集団保育とはなじみにくい子ども(障害児、慢性疾患児も含む)、保護者の心身の事情により家庭での育児支援が望ましい子ども、産褥期や多胎児を持つ家庭等で保育所への送迎が困難な子どもも対象にすべきではないか。
- ・保育場所をあまり厳密に過ぎる形で居宅と限定をかけるのではなく、通勤など生活で必要な場面に対応できるようにしてほしい。

## 【対応方針（案）】

➤ 居宅訪問型保育事業が担う役割としては、

- ① 特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
  - ② 保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
  - ③ ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応
- を基本として、更に検討することとしてはどうか。

➤ また、離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用についても対象とすることとする。

➤ 更に、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用、また、休日の保育を必要とする場合で地域に休日に利用できる保育所等がない場合への対応について、どう考えるか。この場合、公費負担と利用者負担との関係についてどう考えるか。

➤ ①のようなケースについては、特に専門性が求められるため、研修内容について更に検討することとする。

### 3. 各事業類型の基準について(抜粋)

平成25年12月26日「子ども・子育て会議(第10回)、子ども・子育て会議  
基準検討部会(第11回)合同会議」資料2-3「一時預かり事業について」抜粋

#### (5) 訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業を創設することにより、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

#### <実施基準>

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

#### <論点>

論点①: 他の類型と比較すると事業費が高額となることから、別類型を利用できるにもかかわらず訪問型を利用する場合には、利用者負担で差を設ける、又は利用回数の制限等をしてはどうか。

論点②: 日々の利用が見込まれる事業ではないため、担当職員の兼務等、柔軟な取扱いができることとしてはどうか。

論点③: 障害児を担当する場合には、職員に一定の研修受講を必須としてはどうか。

#### <主なご意見>

- ・対象者を学童まで含めていただきたい。

※児童福祉法上、乳児又は幼児が対象となっている。

#### 【対応方針(案)】

- ・ 居宅訪問型保育の実施基準、研修、対象児童等に準じて検討する。
- ・ 職員の兼務等について、柔軟な取扱いができるよう検討する。

## (2)訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、延長保育においても訪問事業を創設することにより、施設における少人数の延長保育ニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

### ○実施基準

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

### <論点>

施設における延長保育ニーズが少人数である場合に、訪問型として対応することについて、どう考えるか。

#### <主なご意見>

- ・子どもにとって施設で長時間過ごすことは負担となり、居宅での保育に賛成。ファミリー・サポート・センター事業では実施場所が会員の家となることから、子どもにとってはこちらのほうがよい。
- ・ファミリー・サポート・センター事業で類似のサービスが提供されていることから、関係について整理が必要。

### 【対応方針(案)】

- ・居宅訪問型保育の実施基準に準じることとする。
- ・施設における少人数の延長保育需要への対応や障害児等の延長保育需要への対応など、利用児童にとっての環境を考慮し、市町村が実情に応じて実施できることとする。